国の文化審議会における東日本大震災からの復興に関する意見等の概要

I 「文化芸術分野の東日本大震災からの復興に向けて(意見)」 (平成23年6月14日)

復興構想の策定に当たっては、<u>単なる復旧ではなく未来に向けた創造的復興を</u> 目指すことが重要であり、そのためには地域課題の解決に果たす文化芸術の役割 の重要性を十分認識し、その視点を取り入れることが極めて重要であるとの観点 から、復興構想の具体化に際し、以下のような施策を講ずることを要望。

- <u>各地の文化財は、</u>地域の風土や人々の生活の中で育まれ、現在まで守り伝えられてきたものとして、<u>地域の絆を象徴し、文化の向上・発展の基礎となるものである。</u>こうした被災した文化財の保全について、<u>救援・復旧・修理等を通じて万全を期すこと。</u>
- 自治体等による復興・再生事業に当たり、文化財の専門家等の意見を十分に 取り入れるとともに、<u>有形・無形の文化財を後の世代に継承することによっ</u> て豊かで希望に満ちた地域社会を取り戻せるよう必要な支援を行うこと。
- <u>文化芸術活動によって力強い復興を実現し、日本全体の元気を取り戻すため、</u>また、文化芸術活動の拠点であり、<u>地域コミュニティの核として人々の心を</u> 結ぶ文化施設を整備するとともに地域のアイデンティティを守るために必要 な施策を講ずること。
- 実地においてこれらの取組を担い、被災地の創造的復興を支えるのは、ひと えに人である。こうした認識に立ち返り、<u>当面の復旧・復興に求められる専</u> 門的人材の確保とともに、息の長い復興の推進力となる創造的人材の育成に 必要な支援を行うこと。

Ⅱ 「最近の情勢と今後の文化政策(提言)」

(平成24年9月28日 文化審議会文化政策部会)

1. 文化芸術を取り巻く最近の状況等

<最近の状況>

- (1) 東日本大震災の被災地への持続的支援の必要性
 - ・文化芸術団体、芸術家、文化財・美術関係団体、文化財の専門家等が<u>被災</u> 地で文化芸術の力を活用した復興支援、文化財等の救出活動が進められて きている。
- (2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律等の成立

2. 最近の状況下での文化芸術に対する新たな期待と課題

- (1)被災地への支援に関する事項
 - ・被災地のニーズと芸術家が提供を申し出ているものとのマッチングに課題

があった。

- ・被災文化財等の救援に関し、長期的支援の必要性が指摘されている。
- ・民俗芸能等の保存・継承の必要性が指摘されている。
- ・国全体が希望を持って未来に向かって、前進していけるようにするための 「復興教育」の取組において、文化芸術の重要性も認識されている。

等

- (2) 日本全体における文化芸術の役割と振興策に関する事項
 - ・文化施設は、人々の社会参加を促す社会包摂的な機能が求められている。
 - ・文化施設は、大震災が起これば避難所に様変わりするなどの幅広い機能を 果たし得る施設であることが再認識された。日頃から、<u>こうしたことを意</u> 識した準備等をしておくことも、真に必要とされる施設として重要である。
 - ・指定管理者制度の下では、短期的な視野に立った経済性や効率性を追求しがちであり、大規模災害時には、柔軟な支援に限界があるケースもあり得ることが指摘されている。

等

3. 文化芸術の振興のための提言

- (1)被災地への支援に関する事項
 - ・今後、より自律的な復興に比重が置かれていくことになるため、<u>地域に根</u> <u>ざした芸術団体等の育成が必要</u>である。
 - ・長期的な視点で見据えた継続的な支援が必要である。
 - ・地元の現状や要請を把握したうえで、支援を希望する芸術家や文化芸術団 体等とのマッチング等を図るための<u>コーディネーター的役割を担う人材</u> の育成と登用が必要である。
 - ・現在、実施されている<u>小学校・中学校への芸術家等の派遣や、被災地の県</u> 及び市町村が企画する舞台芸術の鑑賞等への支援を引き続き推進・強化し ていくことが重要である。

等

- (2) 日本全体における文化芸術の役割と振興策に関する事項
 - ・<u>平時から、地方公共団体間で「応援協定」のようなものを締結しておくこ</u> とで、大規模災害時に、衝撃を緩和することを検討すべきである。
 - ・文化財レスキュー事業や文化財ドクター派遣事業の大きな成果として人的 ネットワークが構築された。様々な場でこのネットワークを活用していく べきである。
 - ・各文化施設は、<u>震災時における避難所や集会場所としての活用についても</u>、 日頃から考慮に入れ、<u>その存在意義を平時から対外的に示していく必要</u>が ある。

・地方公共団体が直営で管理運営する文化施設はもとより、指定管理者が管理運営する文化施設についても、非常災害時等を念頭に置いた行動計画等を定めておくことが重要である。

等